

指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所支援施設
指定障害児支援事業所
指定相談支援事業所

管理者 殿

各市町村 障害福祉主管課長 殿

茨城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

**障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症が
発生した場合における併用事務所等への情報提供について**

平素より、本県の障害福祉行政の推進に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等において、他の事業所等を併用する者がある場合、感染拡大防止の観点から、速やかに併用する事業所に対して情報提供(共有)を行い、各事業所等で感染拡大防止策を講じることが重要となります。

このことから、下記のとおり、事業所等間で情報提供を行うことにより、感染の拡大防止を図ることとしましたので、各事業所等においては、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 事前準備

感染が発生した際に、迅速に他の事業所等へ情報提供できるよう、事前に「他の事業所等の利用状況及び相談支援事業所の一覧表」を作成しておいてください。

また、休日等でも他の関係事業所等と連絡がとれる体制にするなどして、迅速に連絡できる体制にしておいてください。

(1) 全ての事業所等

利用者が利用する他の事業所や相談支援事業所、就労先、学校などの情報を名簿形式【参考様式1】で整備しておく。

(2) 相談支援事業所(計画相談支援・障害児相談支援)

サービス等利用計画を作成している利用者(児)について、利用(併用)事業所別のリスト【参考様式2】を整備しておく。

※様式は県ホームページにも掲載しています。

トップページ > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 新型コロナウイルスへの対応について

2 情報提供（共有）体制等

（1）利用者や職員で感染者が確認された事業所

- ① 保健所に速やかに連絡し【参考様式1】を保健所、県障害福祉課に提供して、保健所の積極的疫学調査に協力する。
- ② 事業所等の利用者で他の事業所等を併用する者がいる場合は、当該利用者から同意を得たうえで、併用する事業所等へ連絡（情報提供）を行う。
- ③ 各利用者のサービス等利用計画を作成する相談支援事業所に、当該利用者から同意を得たうえで、「事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した」旨の連絡（情報提供）を行う。

（2）感染者が発生した事業所等から連絡（情報提供）を受けた相談支援事業所

- ① 感染者が発生した事業所の利用者が、併用する他事業所等を【参考様式2】により特定する。
- ② 当該利用者から同意を得たうえで、他に利用する事業所に対して、感染者が発生した旨を連絡（情報提供）する。

（3）感染者が発生した事業所又は相談支援事業所から連絡（情報提供）を受けた事業所

保健所に対して、感染者が発生した事業所を併用する利用者の利用状況等を連絡し、感染拡大防止に係る指導（通常利用の可否や利用休止の助言等）を受ける。

3 注意事項

- 感染が発生した事業所は、速やかに保健所及び支給決定市町村・県あて感染状況を報告してください。
- 各事業所において、業務の範囲を超えて感染者情報を広めることは、運営基準や感染症法に抵触する恐れがありますので、情報提供にあたりファックス等による誤送信や情報の漏洩など個人情報秘密保持に十分に注意し、適正な情報管理を行ってください。

4 参考事項

（1）運営基準【心身の状況等の把握・指定障害福祉サービス事業者等との連携等】

- サービスの提供にあつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- サービスの提供にあつては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、他の障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（平成18年9月29日厚生労働省令第171号第16条・17条ほか）

（2）運営基準【秘密保持等】

- 障害福祉サービス事業所等の従業者及び管理者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない)。
- 障害福祉サービス事業者は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号第 36 条ほか)

(3) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(厚生労働省 令和 2 年 12 月)

- 感染症発生時には、保健所が疫学調査を実施し、感染症発生の状況や動向、原因を明らかにします。
- 「提供資料となる利用者名簿等」を平常時に準備しておくこと、発生時の状況把握と対策の検討が円滑になります。
- 相談支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを調整して家庭等と情報を共有します。
- 入居系事業所は日中利用している事業所への連絡、児童の場合は、学校との情報共有が必要です。

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部障害福祉課 自立支援担当
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL : 029-301-3363 FAX : 029-301-3370
E-mail : shofuku-jiritsu@pref. ibaraki. lg. jp

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報提供について

- ①事業所Aは利用者の併用事業所の名簿(参考様式1)を整備、陽性者が発生した時に名簿(参考様式1)を保健所・県障害福祉課に連絡・送付し、併せて、併用事業所(B・C)・相談支援事業所へ連絡。
- ②保健所は陽性者が発生した事業所等から聞き取りし、リストを作成。事業所等の同意を得たうえで、併用事業所Bへ連絡。
- ③相談支援事業所は、利用計画作成者の併用事業所リスト(参考様式2)を整備し、感染が発生した事業所の利用者が併用する事業所へ連絡。

